

昭和五十年建設省令第四号

新都市基盤整備法施行規則

新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）...

第一章 新都市基盤整備事業

第一節 新都市基盤整備事業の認可等

第一条 新都市基盤整備事業の認可等

土地等の収用の特例（第六条）...

第三節 土地整理

第一款 通則

換地計画等（第三十条）...

処分計画（第三十六条）...

施設用地の処分等（第三十九条）...

雑則（第四十二条）...

第一章 新都市基盤整備事業

第一節 新都市基盤整備事業の認可等

第一条 新都市基盤整備法の認可等

新都市基盤整備事業の認可等の申請書の様式

新都市基盤整備法（以下「法」という。）

第七條第一項の申請書の様式は、別記様式第一とする。

（新都市基盤整備事業の認可等の申請書の添付書類）

第二条 法第七條第三項第五号の国土交通省令で定める図書は、次に掲げる事項を記載した書面とする。

一 新都市基盤整備事業に関する都市計画の名称

二 市町村以外の者にあつては、申請の理由

三 当初収用率の算定の基礎

第三条 法第七條第三項の規定により同条第一項の申請書に添付すべき書類は、次の各号に定めるところにより作成し、同条第三項第一号から第三号までに掲げる図書にあつては正本一部並びに施行区域の存する都道府県及び市町村の数の合計に相当する部数の写し、同項第四号及び第五号に掲げる図書にあつては正本一部を提出するものとする。

一 施行区域を表示する図面は、次に定めるところにより作成するものとする。

イ 縮尺五万分の一以上の地形図によつて施行区域の位置を示すこと。

ロ 縮尺二千五百分の一以上の実測平面図によつて施行区域を表示し、施行区域内に物件があるときは、その主要なものを図示すること。

二 根幹公共施設の用に供すべき土地として定めるものの配置及び規模を表示する図書は、縮尺二千五百分の一以上の平面図によつて根幹公共施設の用に供すべき土地として定めるものの境界並びに根幹公共施設の位置、形状及び種別を図示するものとする。

三 開発誘導地区の配置及び規模を表示する図書は、縮尺二千五百分の一以上の平面図によつて開発誘導地区の境界並びに主要な施設の位置、形状及び種別を図示するものとする。

四 資金計画書は、収支予算を明らかにして作成するものとする。この場合において、収入予算においては、収入の確実であると認められる金額を収入金として計上し、支出予算においては、適正かつ合理的な基準により算定した経費を支出金として計上するものとする。

（土地買受請求の方法）

第四条 法第九條第三項の規定による請求は、別記様式第二による土地買受請求書を提出して行うものとする。

（土地の買受請求に係る収用委員会に対する裁決申請書の様式）

第五条 新都市基盤整備法施行令（以下「令」という。）第四條の国土交通省令で定める様式は、別記様式第三とする。

（周知措置を講ずべき事項）

第六条 法第十一条の国土交通省令で定める事項は、法第十四條第一項（法第十九條において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による申出に関する事項とする。

（土地の取得のための措置）

第七条 施行者は、法第十二條（法第十九條において準用する場合を含む。）の規定により定めた期間について、施行区域内又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該施行者のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなればならない。

（確定収用率の届出の手続）

第八条 法第十三條第一項の規定による届出は、別記様式第四による確定収用率届出書を提出して行うものとする。

（確定収用率の公告の方法）

第九条 法第十三條第二項の規定による公告は、国土交通大臣にあつては官報により、都道府県知事にあつてはその定める方法により行わなければならない。

（収用すべき土地又は権利の部分の申出の手続）

第十条 法第十四條第一項の規定による申出は、別記様式第五による収用部分申出書を提出して行うものとする。

（前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。）

一 指定に係る土地又は指定に係る権利の目的であり、若しくは当該権利に係る土地及び指定した部分を表示する図面

二 法第十四條第一項に規定する権利を有する者であることを証する書面

三 法第十四條第二項（法第十九條において準用する場合を含む。）の合意に基づかなければならない場合においては、その合意に基づいたことを証する書類

（収用すべき土地又は権利の部分の確定の手続）

第十一条 法第十四條第三項（法第十九條において準用する場合を含む。）の規定により確定した部分を表示する図面は、縮尺百分の一から千分の一程度までの実測平面図とし、当該部分を薄い赤色で着色するものとする。

（不用となつた土地の買受権の行使の方法）

第十二條 法第二十条第一項の規定による不用となつた土地の買受権の行使は、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。

一 買受権者の氏名及び住所

二 収用に係る土地の所在及び地番

（不用となつた土地に関する通知の方法）

第十三條 法第二十条第三項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一 不用となつた土地の所在、地番、地目及び地積

二 収用された土地の面積の合計

（買受を受けるべき土地の決定の通知）

第十四條 施行者は、法第二十条第五項の規定により買受権を行使した者の買受けるべき土地を定めたときは、遅滞なく、当該買受権を行使した者に通知しなければならない。

（入札の通知）

第十五條 令第八條の規定による通知は、同条各号に掲げる事項を記載した書面に、売り渡すべき土地の形状の概要を表示した図面を添付して行うものとする。

（入札書の記載事項）

第十六條 令第十一条第一項の規定による入札書には、住所又は居所、氏名及び入札価額を記載しなければならない。

（設計の概要についての認可申請の手続）

第十七條 法第二十二條又は法第二十五條第一項において準用する土地区画整理法第五十五條第十二項の規定による設計の概要の決定又は変更の認可の申請は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を提出して行うものとする。

一 施行者の名称

二 新都市基盤整備事業の名称

三 設計の概要

四 土地整理施行期間

（施行区域位置図及び施行区域区域図）

第十八條 法第二十四條第一項に規定する施行区域は、施行区域位置図及び施行区域区域図を作成して定めなければならない。

（施行区域位置図は、縮尺五万分の一以上とし、施行区域の位置を表示した地形図でなければならない。）

（施行区域区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、施行区域の区域並びにその区域を明らかに表示するに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界並びに宅地の地番及び形状を表示したものでなければならない。）

（設計の概要についての認可申請の手続）

第十九條 法第二十二條又は法第二十五條第一項において準用する土地区画整理法第五十五條第十二項の規定による設計の概要の決定又は変更の認可の申請は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を提出して行うものとする。

一 施行者の名称

二 新都市基盤整備事業の名称

三 設計の概要

四 土地整理施行期間

(設計の概要に関する図書)

第十九条 法第二十四条第一項に規定する設計の概要は、設計説明書及び設計図を作成して定めなければならない。

2 前項の設計説明書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 施行区域内の土地の現況
- 二 土地の集約のために公共施設の新設を必要とする場合における当該新設しようとする公共施設の用に供すべき土地の面積の施行区域の面積から根幹公共施設の用に供すべき土地の面積、開発誘導地区に充てるべき土地の面積及び法第二十七条各号に掲げる土地の面積を控除した面積に対する割合
- 三 公共施設の整備の方針
- 四 宅地の整備の方針

3 第一項の設計図は、縮尺二千五百分の一以上とし、施行区域、根幹公共施設の用に供すべき土地及び開発誘導地区の境界並びに根幹公共施設、開発誘導地区内の主要な施設及び根幹公共施設以外の公共施設の位置、形状及び種別を表示したものでなければならない。

(工区の設定に関する技術的基準)

第二十条 法第二十四条第一項に規定する施行区域を工区に分ける場合における工区の設定に関する同条第五項に規定する技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 工区と工区との境界は、できる限り根幹公共施設その他の土地の範囲を表示するに適當な施設で土地整理の施行によりその位置が変更しないものに接して、又はその中心線により定めなければならない。
- 二 土地の集約のために公共施設の新設を必要とするときは、前条第二項第二号に規定する割合において、各工区間に著しい不均衡を生じないように工区を定めなければならない。

(設計の概要の設定に関する技術的基準)

第二十一条 法第二十四条第一項の規定により設計の概要を定める場合における同条第五項に規定する技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 設計の概要は、施行区域（工業団地造成事業が施行されるべき土地の区域を除く。）について住区（一ヘクタール当たり百人から三百人を基準として約一万人が居住することができ、住宅市街地を構成する単位となるべきものをいう。以下この号において同じ。）を想定し、各住区が、住区内の居住者

の日常生活の利便等を考慮して、良好な居住環境のものとなるように定めなければならない。

- 二 根幹公共施設として定める道路以外の道路（専ら歩行者及び自転車の交通の用に供する道路を除く。）の幅員は、住宅地にあつては六メートル以上、商業地又は工業地にあつては九メートル以上としなければならない。ただし、特別の事情によりやむを得ない場合においては、小区間に限り、住宅地にあつては四メートル以上、商業地又は工業地にあつては六メートル以上とすることができない。
- 三 住宅地においては、道路をできる限り通過交通の用に供され難いように配置しなければならない。
- 四 公園、緑地及び広場は、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の利用目的が十分に確保され、かつ、その面積が施行区域の面積の三パーセント以上となるように定めなければならない。

五 水道は、施行区域内に設置される施設の種別、規模等及び計画人口から想定される汚水量並びに地形、降水量等から想定される雨水流出量を支障なく処理できるように定めなければならない。

六 下水道は、施行区域内に設置される施設の種別、規模等及び計画人口から想定される汚水量並びに地形、降水量等から想定される雨水流出量を支障なく処理できるように定めなければならない。

七 設計の概要は、施行区域及びその周辺の区域における環境を保全するため、施行区域の規模、形状及び周辺の状況並びに施行区域内の土地の地形及び地盤の性質を勘案して、施行区域における植物の生育の確保上必要な樹木の保存、表土の保全その他の必要な措置が講ぜられるように定めなければならない。

(施行計画の決定等をした場合の公告の方法)

第二十三条 法第二十五条第一項において準用する土地区画整理法第五十五条第九項の公告は、地方公共団体の長の定める方法により行わなければならない。

第二十四条 削除

第二十五条 法第二十六条第一項の規定による申出は、別記様式第六による申出書を提出して行うものとする。

第二十六条 法第二十六条第二項の施行区域内の宅地の所有者に周知させる措置は、次に掲げるものとする。

- 一 一団の宅地となる換地の希望の申出ができる旨、申出の期間及び申出の方法を施行区域内の宅地の所有者に対して通知すること。
- 二 前号に掲げる事項について、施行区域内又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、施行者のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供すること。

(損失の補償に係る収用委員会に対する裁決申請書の様式)

第二十七条 令第二十四条において準用する土地区画整理法施行令第六十九条に規定する国土交通省令で定める様式は、別記様式第七とする。

(電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により行う公告の方法)

第二十七条の二 法第二十九条において準用する土地区画整理法第七十七条第五項の規定による電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により行う公告については、土地区画整理法施行規則（昭和三十年建設省令第五号）第十九条の規定を準用する。

(登記所への届出事項)

第二十八条 施行者が法第二十九条において準用する土地区画整理法第八十三条の規定により登記所に届け出なければならない事項は、次に掲げるものとする。

- 一 施行区域（施行区域を工区に分ける場合において、施行区域及び工区）に含まれる土地の名称（町名若しくは字名及び地番）又は公有水面理立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項に規定する免許を受けた水面の位置及び範囲
- 二 法第二十五条第一項において準用する土地区画整理法第五十五条第九項の規定による公告のあつた年月日
- 三 第十八条第一項に規定する施行区域区域図
- 四 換地処分予定時期

(権利の申告の手続)

第二十九条 法第二十九条において準用する土地区画整理法第八十五条第一項の規定による申告

は、別記様式第八による権利申告書を提出して行うものとする。

2 前項の権利申告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 権利申告書に署名した者の運転免許証（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう。）、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）、旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券をいう。）の写しその他その者が本人であることを確認するに足りる書類（法人にあつては、印鑑登録証明書その他その者が本人であることを確認するに足りる書類）
- 二 所有権以外の権利が宅地の一部を目的としている場合においては、その部分の位置を明らかにする見取図（方位を記載すること。）

3 施行者は、第一項の権利申告書が所有権以外の権利を証する書面を添えて提出された場合においてその認めるべき権利を証するに足りないとき、更に必要な書類の提出を求めることができる。

4 法第二十九条において準用する土地区画整理法第八十五条第三項の規定による届出は、別記様式第九による権利変動届出書を提出して行うものとする。

5 第三項の規定は、前項の権利変動届出書が提出された場合について準用する。

第二款 換地計画等

(換地計画の認可申請の手続)

第三十条 法第三十条第一項又は法第三十八条第一項の規定による認可の申請は、次に掲げる書類を添付した認可申請書を提出して行うものとする。

- 一 法第三十二条又は法第三十八条第二項において準用する土地区画整理法第八十八条第六項の規定による換地計画の作成又は変更に関する土地整理審議会の意見書
- 二 法第三十二条又は法第三十八条第二項において準用する土地区画整理法第八十八条第三項の規定により提出された意見書があつたときは、その意見書の処理の経緯を説明する書類（法第三十二条若しくは法第三十八条第二項において準用する土地区画整理法第八十八











- 2 「特種」欄には、登記簿に記載された特種を記載すること。
- 3 既設建築物は防火地域又は防火上地区の上記記載された建築物が特種等により増築した建築物に於いては、「取得種類」欄又は「取得費又は取得種類」欄には、取得費増築として特種を記載すること。
- 4 申請書の記入となる簿籍に於いては、「取得」欄に該土地の他人の上から筆番順の取得順に、「取得」欄又は該土地の他人の取得順に記載すること。
- 5 「用途」及び「用途制限事項(用途別区域)の上記記載された建築物」については、不要の空白を保持すること。
- 6 この申請書には、権利「取得」欄の欄外を保持すること。
- 7 この申請書には、記入については、右欄に於いて留空を保持すること。